

財団法人茨城県青少年協会

[法人の概要]

平成21年7月1日現在

代表者名	理事長 坏 健男(非常勤)	県所管部課	知事公室女性青少年課	
所在地	水戸市緑町1丁目1番18号	電話番号	029-226-1388	
ホームページURL	http://www.youth-i.com	E-mailアドレス	info@youth-i.com	
資本金(基本財産)	50,100	千円	設立年月日	
			昭和55年3月31日	
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額(千円)	出資比率
	1	茨城県	50,000	99.8%
	2	自己資金	100	0.2%
	3			
	4			
	5			
その他				
設立目的	青少年、青少年関係者及びこれらの団体の活動の促進を図り、もってこれらのものの福祉を増進する。 このため、次に掲げる事業を行う。 ・ 青少年・青少年関係者及びこれらの団体の行う健全育成事業への助成 ・ 茨城県青少年会館の管理業務の受託 ・ 茨城県立偕楽園コースホステル業務の受託 ・ その他法人の目的達成に必要な事業			

[事業の概要]

(単位:千円)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	内 容	
事業1 茨城県立青少年会館の 管理運営及び青少年健 全育成事業(指定管理)	50,804	53,132	49,397	・ 青少年会館及び偕楽園コースホステルの管理運営 ・ 「青年リーダー養成事業」及び「青少年及び青年の 交流活動支援事業」	
	全体事業に占める割合	97.2%	96.1%		96.4%
事業2					
	全体事業に占める割合	0.0%	0.0%		0.0%
事業3					
	全体事業に占める割合	0.0%	0.0%		0.0%
その他 事業	事業1～3以外	1,460	2,149	1,829	・ 青年交流事業、空き室開放事業、アカデミー事業 等の自主事業
	全体事業に占める割合	2.8%	3.9%	3.6%	
全体事業		52,264	55,281	51,226	指定管理者
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

< 財団法人茨城県青少年協会 から県民のみなさまへ >

茨城県青少年協会は、青少年、青少年関係者等の活動促進を図ることを目的に設立されました。
 青少年会館の指定管理者として、設置目的に沿った会館の管理運営を目指し、外部委員による委員会を設置して、事業計画の見直しや新しい事業への取り組みなどを進めながら、中期経営計画や改革工程表に基づき、効率的な組織運営と効果的な事業展開に努めております。

平成18年度から、青少年会館の愛称「ユース・アイ」にちなんだ子ども向けのイベント「ユース・アイ・フェス」を青少年団体等との連携のもとに開催し、多くの皆様にご来館をいただいております。今後は、青少年団体はもとより、青少年個人に対しても目を向け、青少年の居場所としての役割を担いながら、青少年関係団体や教育機関等との連携を強化し、青少年等の一層の利用促進に努めていくとともに、引き続き管理コストの削減に取り組んでまいります。

青少年会館は、低料金で宿泊できる偕楽園コースホステルを併設し、近隣には偕楽園や県立歴史館、県立スポーツセンターなどがあります。青少年等が気軽に利用できる場として是非ご利用いただけますよう、職員一同皆様のお越しをお待ちしております。

平成22年2月 理事長 坏 健男

[経営状況] 財団法人茨城県青少年協会 (単位:千円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	増減数	増減理由
収支・正味財産の状況	事業活動収入	57,058	57,482	54,995	2,487	
	基本財産運用収入	59	111	216	105	
	事業収入	12,443	14,504	14,332	172	
	受託・補助金等収入	43,107	41,290	38,926	2,364	指定管理料の減額
	その他の収入	1,449	1,577	1,521	56	
	事業活動支出	52,264	55,281	51,226	4,055	
	事業費	51,253	53,365	49,729	3,636	会館運営費用の減
	管理費	1,011	1,916	1,497	419	
	うち役員人件費	0	0	0	0	
	うち職員人件費	21,656	22,883	23,063	180	
	事業活動収支差額	4,794	2,201	3,769	1,568	
	投資活動・財務活動収入	0	0	0	0	
	投資活動・財務活動支出	559	348	613	265	
	投資活動・財務活動に伴う収支差額	559	348	613	265	
	当期収支差額	4,235	1,853	3,156	1,303	
	一般正味財産増加額(正味財産増加額)	57,058	57,482	54,995	2,487	
	経常収益	57,058	57,482	54,995	2,487	
	経常外収益	0	0	0	0	
	一般正味財産減少額(正味財産減少額)	52,624	55,696	51,689	4,007	
	経常費用	52,624	55,696	51,689	4,007	
経常外費用	0	0	0	0		
一般正味財産増減額(正味財産増減額)	4,434	1,786	3,306	1,520		
指定正味財産増減額	0	0	0	0		
正味財産期末残高	55,862	57,648	60,954	3,306		
貸借対照表	資産合計	67,220	65,082	68,316	3,234	
	流動資産	15,226	12,807	15,538	2,731	
	固定資産	51,994	52,275	52,778	503	
	負債合計	11,358	7,434	7,362	72	
	流動負債	9,664	5,392	4,967	425	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	1,694	2,042	2,395	353	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	55,862	57,648	60,954	3,306	
	基本財産充当額	0	0	0	0	
県財政関与状況	補助金	0	0	0	0	
	委託料	43,107	41,290	38,926	2,364	指定管理料の減額
	貸付金	0	0	0	0	
	その他(分担金・負担金・出捐金等)	0	0	0	0	
	合計	43,107	41,290	38,926	2,364	
	財政的関与の割合(%)	75.55%	71.83%	70.78%	1.1	
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0	
借入金残高(期末)	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0		

主要経営指標	算式	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増減P	備考
収益事業比率	収益事業費 / 当期総支出	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	
管理費比率	管理費 / 当期支出合計	1.9%	3.4%	2.9%	0.5	
人件費比率	人件費 / 事業活動支出	41.4%	41.4%	45.0%	3.6	
自己収入比率	自己収入 / 事業活動収入	99.9%	99.8%	99.6%	0.2	
流動比率	流動資産 / 流動負債	157.6%	237.5%	312.8%	75.3	
借入金比率	借入金残高 / 負債・正味財産合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	

[組織]

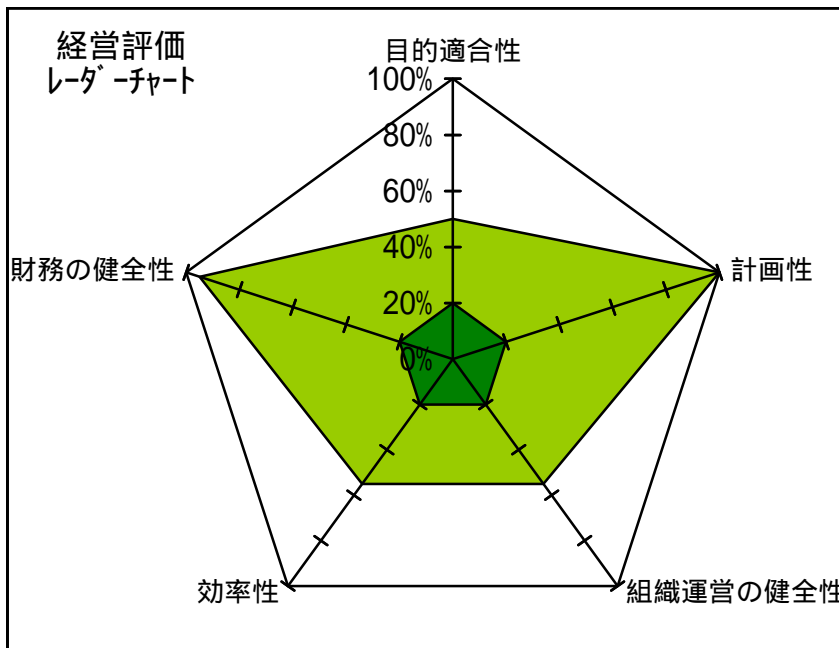
7月1日現在の人数		平成19年		平成20年		平成21年		増減数	増減理由
		県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB		
役員	常勤理事・監事	0	0	0	0	0	0	0	事務長の兼務廃止
	非常勤理事・監事	14	0	14	0	13	0	1	
	計	14	0	14	0	13	0	1	
職員	管理職	1	0	1	0	1	0	1	0
	一般職	1	0	0	1	0	0	0	0
	嘱託・臨時職員等	7	0	7	0	7	0	0	0
	計	9	0	8	1	9	0	1	0
当期常勤職員の年齢構成		~20代	30代	40代	50代	~	合計	平均年齢	プロパー職員平均勤続年数
		0	1	0	1		2	47.0 歳	8.0 年

[評点集計]

評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
目的適合性	11	10	20	50.0%
計画性	8	20	20	100.0%
組織運営健全性	9	11	20	55.0%
効率性	11	11	20	55.0%
財務健全性	10	19	20	95.0%
合計	49	71	100	71.0%

警戒指標

--



《評価の視点》

目的適合性	法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか
計画性	経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
組織運営健全性	組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
効率性	組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか
財務健全性	法人の財務体質が健全であるか、また、各事業の採算性がとれているか

[法人の自己評価（経営概況、経営上の課題・対策等）]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
<p>協会の設立目的や社会的要請に沿った事業展開ができています。今後も、公益法人として、行政や民間が実施しにくい事業に引き続き取り組むとともに、学校等へのPR展開等により、青少年及び青少年関係者の利用増加に努めていく。</p>	<p>計画と実績の差異を分析しつつ、概ね計画に沿って事業を実施し、成果を挙げることができた。今後も、収益の確保に配慮し、計画的かつ効率的な事業の実施に努めていく。また、次期「中期経営計画」の策定に取り組み、計画的な経営、事業実施に努める。</p>	<p>内部統制や透明性を確保した組織運営ができていますが、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する取り組みが必要となっていることから、今後、研修やマニュアル整備等に努め、引き続き、組織運営の健全性の確保に努める。</p>	<p>役員には、青少年活動や民間の経営手法に精通している者が、無報酬で就任している。また、会館運営業務は貸し館業のため、利用率の向上に伴い維持管理費が増加するが、光熱水費の抑制など効率性の確保に努めている。今後も引き続き利用率の向上を図るとともに収益の確保に努める。</p>	<p>各事業毎に採算は確保されており、全体としても財務状況は健全に保たれている。引き続き、設立目的に沿った自主事業の積極的な展開に努め、自主財源の確保を図る。</p>
<p>今後の事業展開の方向</p>	<p>当協会は、平成16年度に策定した中期経営計画に基づき、青少年及び青少年団体の活性化のための事業を積極的に実施しているが、今後も、事業の見直しや経費削減を図り、効率的な事業運営に努めていく。さらに、青少年の利用増加に向け、青少年が直接運営に携わり意見を反映できる体制を強化するとともに、引き続きアンケートの実施等により、青少年及び青少年関係者や会館利用者の満足度をより高められるように努める。また、協会の財源の大部分が県からの指定管理料と施設利用料である。健全な経営を図るため、施設利用料の増収及び自主財源の確保に努めることとし、県内外に向けたPR活動や設立目的に沿った自主事業の展開に、積極的に取り組む。</p>			

[法人担当課の意見]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
財団の設立目的に沿って、青少年会館の管理運営、青少年育成事業を積極的に実施している。 引き続き、青少年及び青少年関係者の利用促進に向けた取り組みを進めること。	平成21年度から5年間、青少年会館の指定管理者となったことから、事業計画を着実に実施するとともに、次期「中期経営計画」の策定などにより、計画的な事業実施に取り組むこと。	組織として、リスクマネジメントやコンプライアンス体制の確保を図ること。 また、計画的に職員の資質向上に努め、ノウハウの蓄積や利用者の満足度向上に取り組むこと。	人員・人件費は業務内容等からみて効率的である。 施設運営コストの節約・削減に努めるとともに、自主事業等の積極的実施により利用促進や効率性向上に努めること。	設立目的に沿った自主事業を積極的に実施するなどにより、自主財源の確保・充実に努めること。
法人担当課の意見 平日夜間の青少年及び青少年関係者の利用人数が少ないことから、平日夜間の研修室の活用に重点をおいて、青少年及び青少年関係者の利用促進を図りたい。 また、利用者アンケートによるニーズの把握等を通じて、顧客満足度の向上に努めるとともに、宿泊予約サイトの有効活用などの手法を組み合わせ、利用料収入の増加を図りたい。また、自主事業の積極的な実施による自主財源の確保にも、併せて努められたい。				

[経営目標]

区分	指 標 名	単位	H18実績	H19実績	H20 目標	H20実績	達成度(%)	H21目標値	
経営目標	事業成果	1 青少年及び関係者利用人数	人	24,033	24,436	26,600	25,968	97.6%	26,800
		2 利用者満足度	%	71.8	77.4	80	80.5	100.0%	82
	健全性	1 流動性	%	158	238	240	313	100.0%	300
		2 総資本利益率	%	7	3	5	4.8	96.0%	5.5
	効率性	1 職員1人当たり施設利用料金収入	千円	1,383	1,612	1,644	1,592	96.8%	1,624
		2 職員1人当たり施設利用人数	人	15,971	18,044	18,405	14,007	76.1%	14,287
平均目標達成度							94.4%		

[総合評価]

取組みを強化すべき視点	目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
総合的所見等	概ね良好				
	改善の余地あり		改善措置が必要		緊急の改善措置が必要
総合的所見等	平成20年度の会館の青少年等の利用率は28.7%と低く、築29年となる会館は、老朽化に伴い継続的に修繕しなければならない状況にある。 宿泊施設の使用目的は、青少年のためのユースホテルとしての利用・活用であり、一般利用者への安価な宿泊施設提供が目的ではない。また、研修室を単に自習室として開放することは、適切な会館運営とは言い難い。 県は、現在の指定管理期間中に会館の必要性にとどまらず、法人のあり方について類似の目的や事業内容を持つ他団体との統廃合を含めて再検討すべきである。 新公益法人等への移行申請手続きを計画的に進められたい。				
総合的所見等に係る対応	青少年等の利用率の向上を図るため、青少年等が利用しやすい平日夜間の研修室の利用に重点をおき利用促進に努めるよう指導するとともに、必要な修繕等の着実な実施に努める。 ユースホテルについては、県内外の学校・スポーツ団体などの誘客を含め、引き続き青少年等の利用促進に努めるよう指導する。また、空き研修室の開放については、自習室に留まらず、サークル利用など青少年の居場所づくりに相応しい利用促進に努めるよう指導していく。 県としては、青少年と若者に対する総合的支援の観点から、青少年会館の役割や法人のあり方について再検討していく。				